

平成30年度
愛知県教員研修計画

愛知県教育委員会



I 愛知県教員研修改革の方針

1 国の動向及び教員の資質向上に関する指標策定までの流れ

【背景】

- 新たな知識や技術の活用など社会環境の急速な変化
- 学校を取り巻く環境の変化（大量採用・大量退職，学校教育課題の多様化・複雑化）

「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）」中央教育審議会（平成27年12月21日）

■ 学び続ける教員を支えるキャリアシステムの構築のための体制整備

- 国が大綱的に教員育成指標の策定指針を提示
- 教員育成指標，研修計画の全国的な整備
- 教員育成協議会の設置

■ 養成・採用・研修を通じた方策

～「教員は学校で育つ」との考えの下，教員の学びを支援～

- 継続的な研修の推進
 - ・校内研修推進のための支援等の充実
 - ・メンター方式の研修（チーム研修）の推進
 - ・OJTによる学校の活性化
- 初任研改革
 - ・校内研修の重視・校外研修の精選
- 10年研改革
 - ・実施時期の弾力化
 - ・ミドルリーダー育成
- 管理職研修改革
 - ・マネジメント力の強化
 - ・養成・研修システムの構築

教育公務員特例法の一部改正（平成29年4月1日）

- 指標の策定に関する指針を提示【新設】
- 指標，教員研修計画の策定【新設】
- 協議会の設置【新設】
- 10年経験者研修の見直し（中堅教諭等資質向上研修）
 - 【旧】
 - ・在職期間が10年に達した後相当の期間内
 - ・教諭等としての資質の向上
 - 【新】
 - ・相当の経験
 - ・中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上

愛知県教員の資質向上に関する指標策定等協議会

- 第1回協議会（平成29年 5月26日）
- 第2回協議会（平成29年 7月 5日）
- 第3回協議会（平成29年 9月20日）

『教員育成指標』＜文部科学大臣指針より要約＞

- ・教員等が担う役割が高度に専門的であることを改めて示す
- ・研修等を通じて教員等の資質の向上を図る際の目安
- ・教員等一人一人のキャリアパスは多様であること
- ・自らの職責，経験及び適性に応じて更に高度な段階を目指す手掛かりとなるもの
- ・効果的・継続的な学びに結び付ける意欲を喚起することを可能とする体系的なもの

愛知県教員育成指標 公表
（平成29年11月10日）

2 指標を踏まえた研修体系・研修計画の再構築

(1) 課題と再構築の方針

【課題】

- 教員育成指標の策定に伴い、教員育成指標で求められる資質・能力の向上を図るための研修となるように見直しを図る。
- 県総合教育センターが行っている研修とは別に県教育委員会各課室等がそれぞれ必要な研修を行っており、それら全てを整理する。
- 現場のニーズに合った研修とするとともに、教員の多忙化解消に資する効果的・効率的な研修体系を整える。

【再構築の方針】

①「愛知県教員の資質向上に関する指標（愛知県教員育成指標）」を踏まえた研修計画の見直し

- 県全体の研修について、指標を基に研修体系を再構築する。
- 「愛知県教員研修計画策定会議（仮称）」を設置する。
＜主な検討事項＞
 - ・県総合教育センターと県教育委員会各課室等が実施している研修を研修体系に位置付け、役割分担を調整しながら、総量を減らす方向で、見直しを図る。
 - ・ねらいや内容が重複または類似している研修については、統合・廃止を進める。
 - ・指標や現状を踏まえ、必要に応じて新たな内容の研修を効率的に実施する。

②法律の改正に基づく中堅教諭等資質向上研修の新たな体系づくり

- 現場のニーズに応じて研修の実施時期の弾力化を図る。
- ミドルリーダー育成のため、マネジメント力の向上を図るプログラムへと研修内容の見直しを図る。

③研修を円滑に実施するための支援

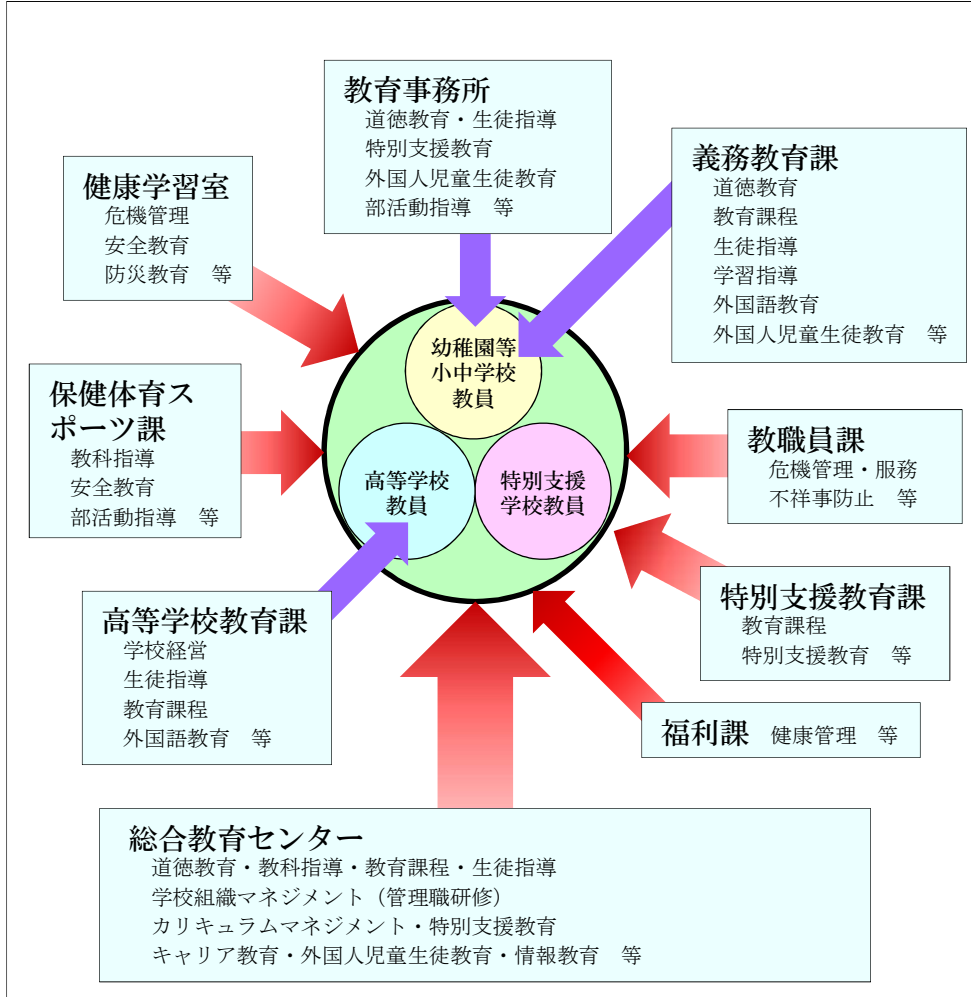
- 各教員に必要な研修や受講履歴を一元的に管理する「研修受講管理システム」の導入を進める。
- 管理職や教員個人が受講履歴を確認し、キャリアステージに応じた研修を主体的に受講できるようにする。

④実施形態の工夫とOJTの積極的活用

- 集合研修については、ねらいや内容に応じて、伝達講習形式への変更や地区別での開催を検討する。
- 「教員は学校で育つ」という考えの下、集合研修の内容を精査し、OJTの効果的運用と充実を図る。

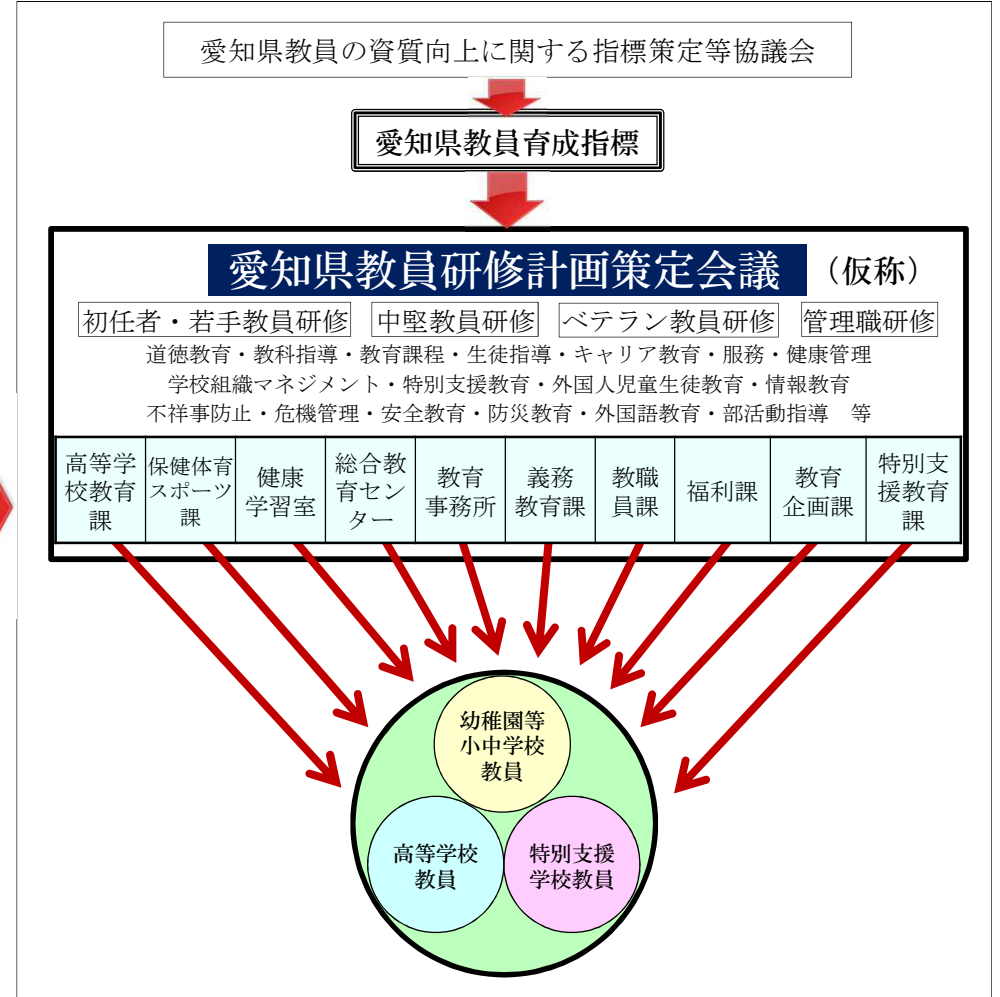
(2) 指標を踏まえた研修体制の改革

■現行の研修体制



県総合教育センター・県教育委員会各課室等が個別に研修を企画・実施。ただし、法定研修の「初任者研修」と「10年経験者研修」は、高等学校教育課・義務教育課・特別支援教育課等の関係各課と県総合教育センターが協議して内容を定めている。

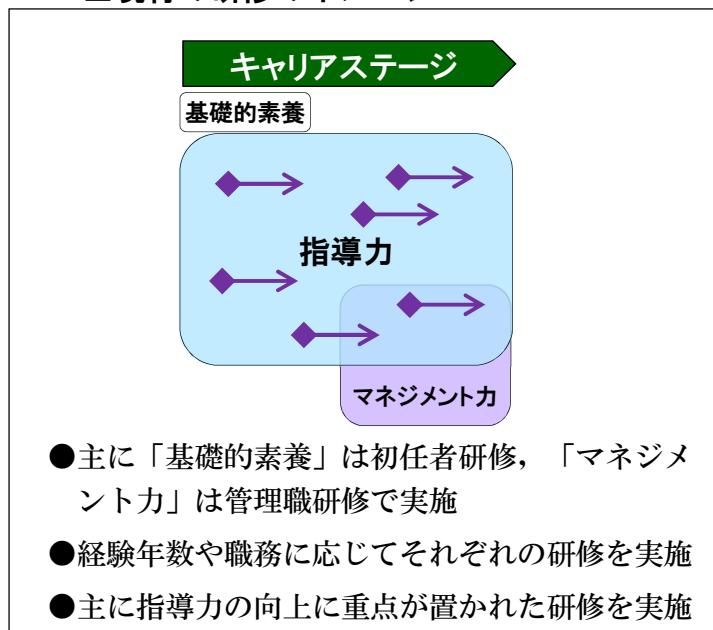
■新たな研修体制



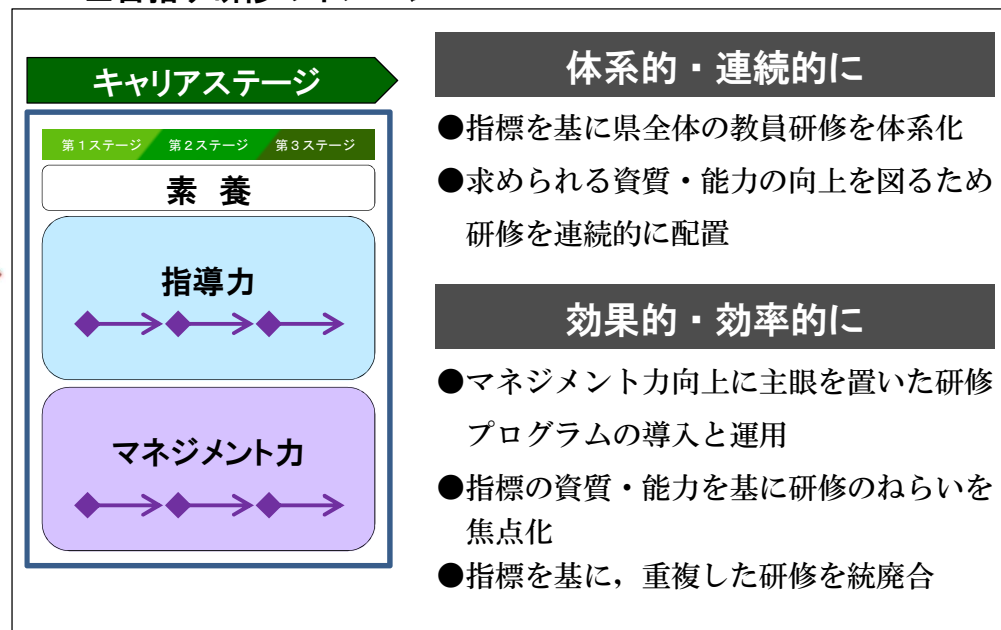
県総合教育センター・県教育委員会各課室・教育事務所等で構成する「愛知県教員研修計画策定会議（仮称）」において、愛知県教員育成指標を踏まえ、本県の教員研修の全体計画を策定。この全体計画に基づいて、県総合教育センター・県教育委員会各課室等が研修を実施。

(3) 指標を踏まえた研修計画策定の視点

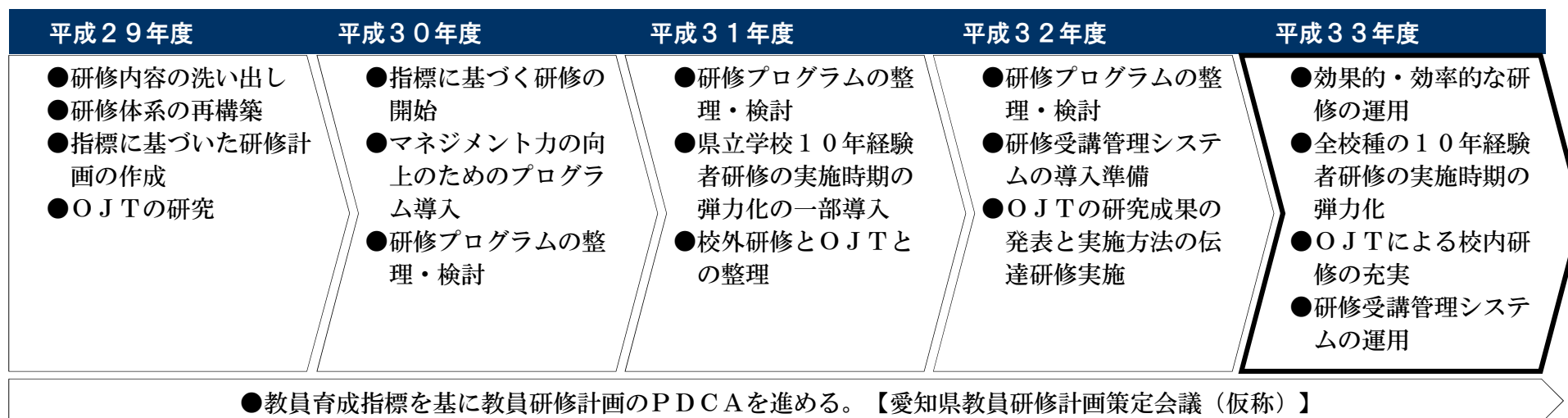
■ 現行の研修のイメージ



■ 目指す研修のイメージ



3 今後のスケジュール



2 研修の種類とキャリアパス

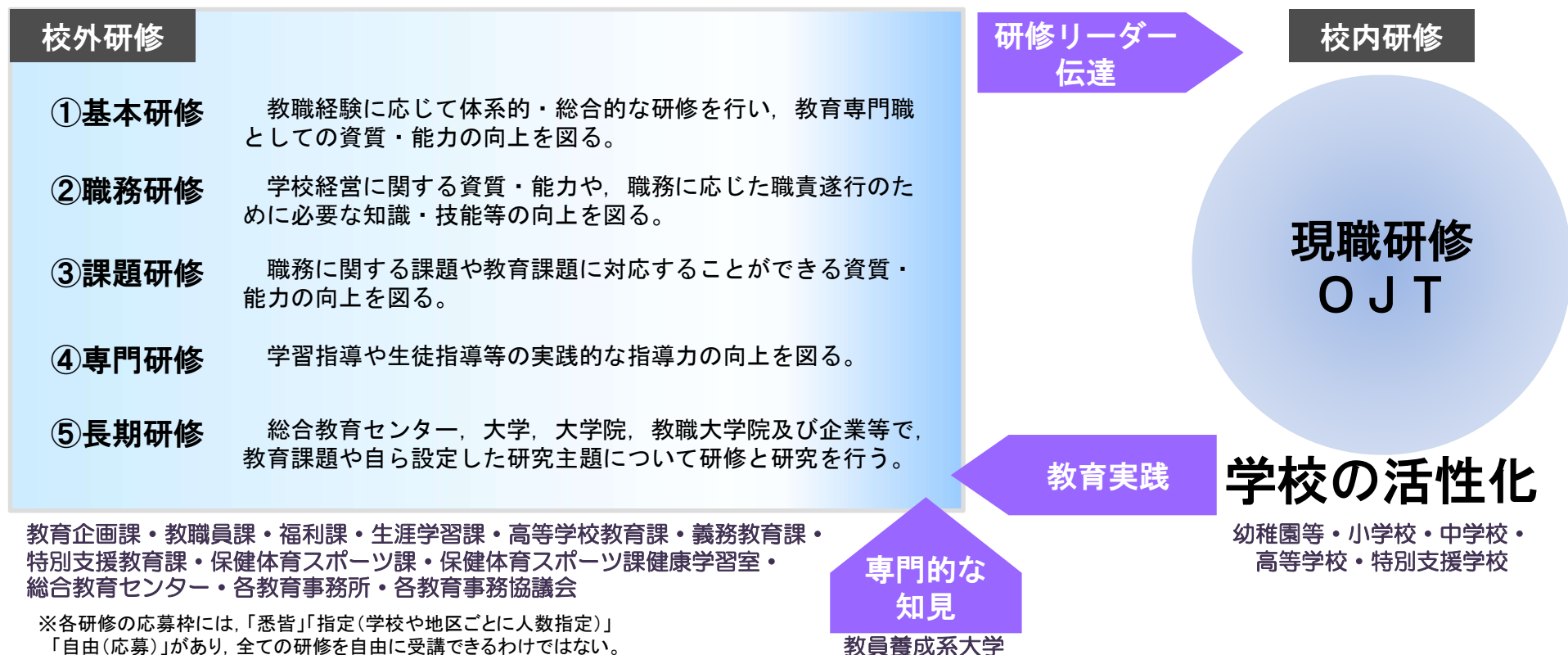
教員研修は、大きく「校外研修」と「校内研修」に分けられる。研修を通じて教員一人一人の資質・能力の向上を目指すのはもちろんのこと、両研修が相互にその役割を果たすことで、「学校組織の活性化」につながる。豊かな教育実践のある学校や専門的な知見をもつ大学からの講師による校外研修を受講し、受講者が研修リーダーとして校内等で伝達することで、校内研修が充実し、新たな教育実践へとつながっていく。

「基本研修」は、第1ステージの初任者から第2ステージの中堅教員まで、教職経験に応じて受講を義務付けた研修であり、教員としての基

本的な資質・能力の向上を図るものである。

第2ステージ以降では、「職務研修」「課題研修」「専門研修」「長期研修」が位置付けられている。職責遂行に必要な能力や専門性を高めるなど、キャリアに応じて必要となる資質・能力の向上を図る研修である。

教員一人一人がキャリアパスに応じて必要な研修を受講していくことで、各分野でのスペシャリストとして学校を牽引するシニアリーダーへと資質・能力を向上させていく。

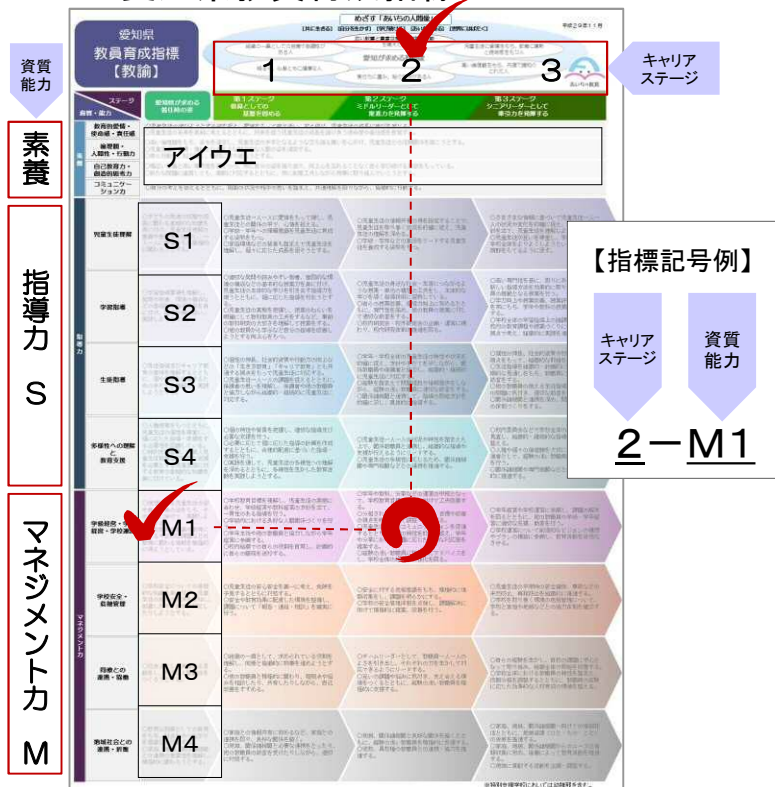


Ⅳ 愛知県教員育成指標を踏まえた研修計画一覧

研修計画一覧には、各研修が「愛知県教員育成指標」におけるどのような資質・能力の向上をねらいとしているのかを「指標記号」として示してある。中には、同一の研修であっても、「指標記号」に違いのある場合がある。これは、地区ごとの課題に対応したり、年度ごとに扱う重点を変えたりしているなどの理由によるものである。

なお、研修計画一覧（電子版）では、フィルタ機能を活用することで、指標記号や受講対象者（募集枠、校種、職種等）などから研修を絞り込み、検索することができる。ぜひ、「愛知県教員育成指標」とともに活用して、必要な研修を見つける一助としていただきたい。

■ 愛知県教員育成指標



【指標記号一覧】

■ 教諭版		■ 養護教諭版		■ 栄養教諭版		■ 校長版		
	記号		記号		記号		記号	
素養	教育的愛情・使命感・責任感	ア	教育的愛情・使命感・責任感	ア	教育的愛情・使命感・責任感	ア	教育的愛情・使命感・責任感	ア
	倫理観・人間性・行動力	イ	倫理観・人間性・行動力	イ	倫理観・人間性・行動力	イ	倫理観・人間性・行動力	イ
	自己教育力・創造的思考力	ウ	自己教育力・創造的思考力	ウ	自己教育力・創造的思考力	ウ	自己教育力・創造的思考力	ウ
	コミュニケーション力	エ	コミュニケーション力	エ	コミュニケーション力	エ	コミュニケーション力	エ
指導力	児童生徒理解	S1	児童生徒理解	S1	児童生徒理解	S1	児童生徒理解	S1
	学習指導	S2	生徒指導	S3	生徒指導	S3	生徒指導	S3
	生徒指導	S3	多様性への理解と教育支援	S4	多様性への理解と教育支援	S4	多様性への理解と教育支援	S4
	多様性への理解と教育支援	S4	保健教育	S5	食に関する指導	S7	食に関する指導	S7
マネジメント力	学級経営・学年経営・学校運営	M1	健康相談	S6	給食管理	M8	給食管理	M8
	学校安全・危機管理	M2	保健室経営	M5	学校安全・危機管理	M2	学校安全・危機管理	M2
	同僚との連携・協働	M3	保健管理	M6	同僚との連携・協働	M3	同僚との連携・協働	M3
	地域社会との連携・折衝	M4	保健組織活動	M7	地域社会との連携・折衝	M4	地域社会との連携・折衝	M4
				学校安全・危機管理	M2			
				同僚との連携・協働	M3			
				地域社会との連携・折衝	M4			

【ダウンロード】
愛知県教育委員会 > 教職員課 > 「愛知県教員育成指標」の策定について(平成29年11月10日)
<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kyosyokuin/ikuseisihyou.html>

035	1 基本 高等・七	21	高等学校10年 経験者研修	<p>教職経験10年経過の全教員を対象に、経験に即した体系的な研修の一環として、教育上の課題に対応し得る内容について研修を行い、資質・能力の向上を図ることを目的とする。この研修は、「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」の施行（平成29年4月1日）に伴う教育公務員特例法の第24条でいう「中堅教諭等資質向上研修」として実施するものである。</p>	<p>高等学校に勤務する教諭のうち、教職経験が10年を経過し、以下の項目に該当する者。平成20年4月1日付け採用者。平成20年以前の採用者のうち、これまで「10年経験者研修」を受講していない者。</p>	悉皆	230	5	<p>①7/23 ②12/26 ③④⑤ 国語7/26, 8/8, 8/17 地理歴史・公民7/25, 7/27, 8/21 数学7/27, 8/17, 8/22 理科7/24, 7/27, 7/31 保健体育7/24, 7/25, 8/22 音楽8/9, 8/20, 8/21 美術7/27, 8/9, 8/17 英語7/25, 7/31, 8/21</p>	<p>①②全体集合研修 <総合教育センター他> ③④⑤教科指導研修及び養護教諭専門研修 <総合教育センター他> *eラーニング研修は全員が受講 *国語科、地理歴史・公民科、数学科、理科及び英語科の受講生については、教科に関するeラーニング研修も受講</p>																													
-----	-----------------	----	------------------	--	---	----	-----	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

